

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. IT 実装支援：法律事務所としての専門性を活かし、サイバーセキュリティ対策・個人情報保護・電子契約等に関する助言を通じて、取引先の情報管理体制の構築に関する法的リスクの低減をサポートします。また、クラウド連携型複合機等の導入により、取引先との請求書・契約書等の取引書類の授受の電子化を進め、相互の業務効率化を図ります。
- b. BCP/事業継続：取引先の契約・債権管理・労務・事業承継・BCP（事業継続計画）策定等に関する法的相談に誠実に対応し、法的観点からのリスクの洗い出しや契約整備の助言・支援を通じて、取引先の安定的な事業継続に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

労務費・原材料費・エネルギーコスト等の上昇分に係る取引先からの価格転嫁の申出には誠実に協議に応じ、代金は約束手形等を用いず銀行振込により期日までに支払います。

2026年7月3日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

あさい総合法律事務所

企業名

代表弁護士 浅井 浩二

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。